お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

危険物船舶運送及び貯蔵規則一部改正のご案内

拝啓　貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて、2015年1月より危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部に法改正がありましたので、その内容についての重要な改正ポイントをご案内申し上げます。

敬具

記

IMOラベル 表示の改正

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。下記、一覧表となりますが一般的なIMOラベルに関しては個々にて詳細乗せておりますのでご確認お願い申し上げます。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

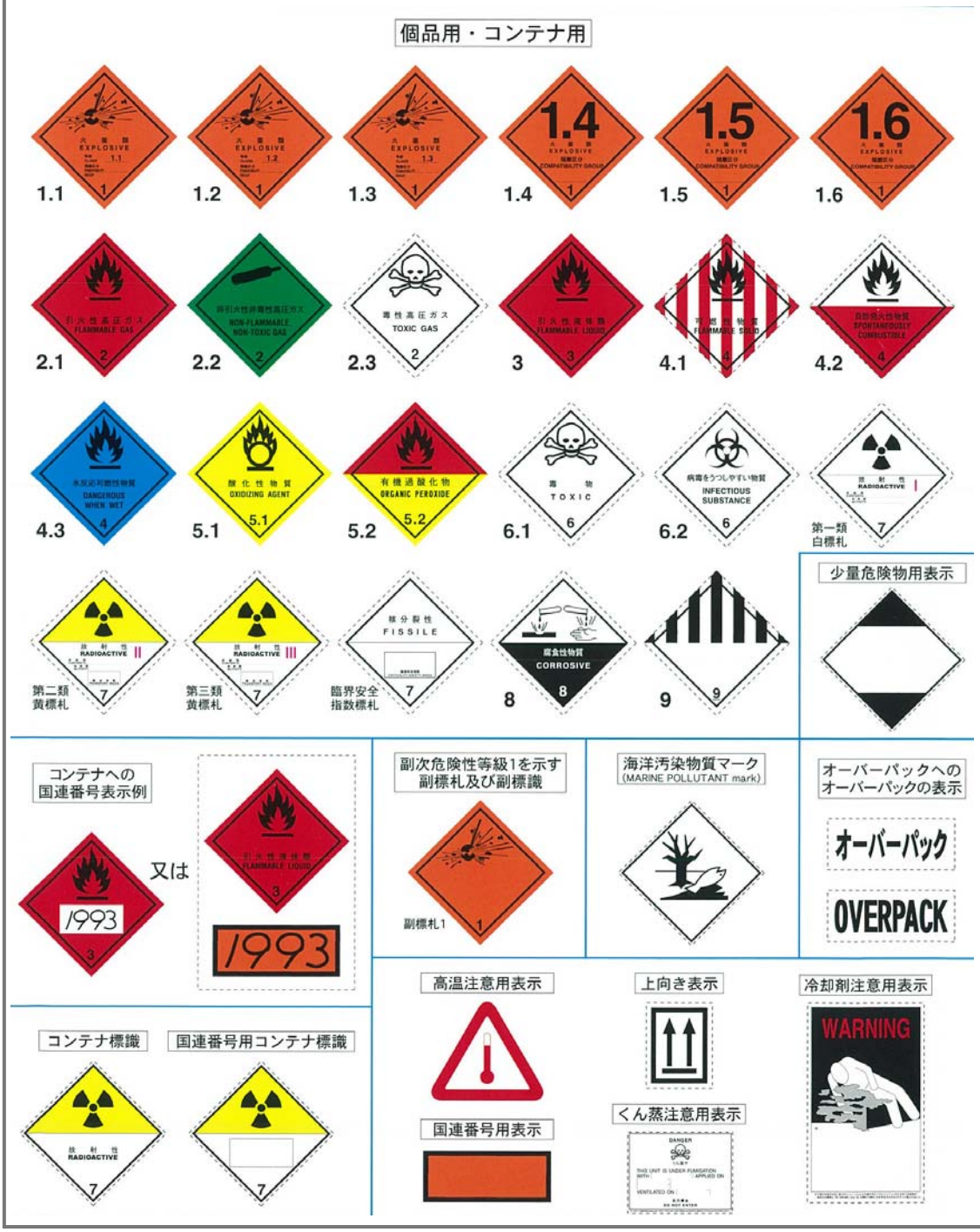

IMO2.1
IMO2.2
IMO2.3
IMO3
IMO4.1
IMO4.2
IMO4.3
IMO5.1
IMO5.2
IMO6.1
IMO8
IMO9
少量危険物
海洋汚染物質

上記、詳細となります。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

IMO2.1ラベル 表示の改正

旧

(1)ふちから0.5センチメートル（コンテナ用ラベルにあっては1.25センチメートル）内側に記載されている枠線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。
(2)図柄のデザイン変更

新

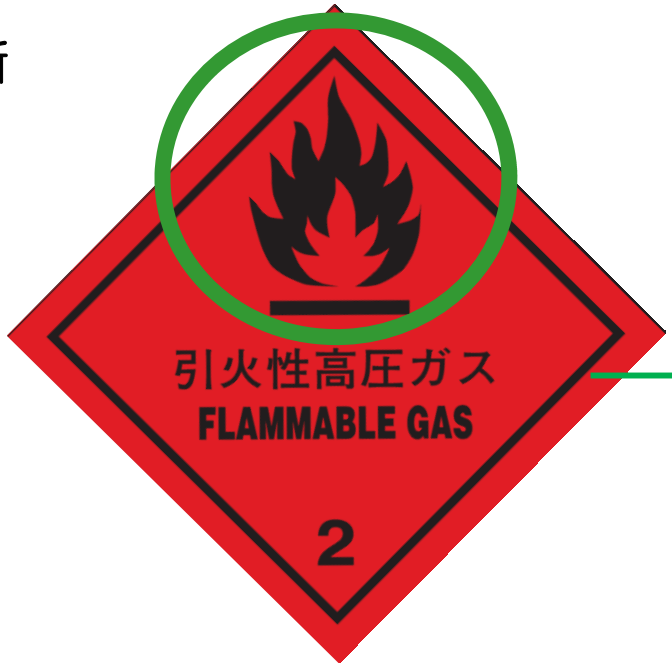

＜拡大＞

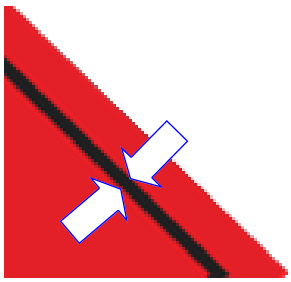

枠線の太さ
２ミリメートル以上
（ふちから0.5センチメートル内側）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の第1号様式は、貨物用ラベル（標札）及びコンテナ用ラベル（標識）のふちの内側の線の太さを『2ミリメートル以上とする』と規定しております。従いまして、コンテナ用ラベルであっても2ミリメートル以上であれば、危規則の違反とはなりません。ただし、IMDGコード5.3.1.1.1は、コンテナ用ラベルは、貨物用ラベルを拡大したものと規定しており、コンテナ用ラベルのふちの内側の線の太さは2(mm)x2.5(倍)=5(mm)とも解釈されることから、コンテナ用ラベルの場合、線の太さを『5ミリメートル以上』とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的です。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

IMO2.2ラベル 表示の改正

旧

(1)ふちから0.5センチメートル（コンテナ用ラベルにあっては1.25センチメートル）内側に記載されている枠線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。
(2)図柄のデザイン変更

新

＜拡大＞

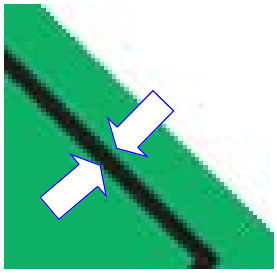

枠線の太さ
２ミリメートル以上
（ふちから0.5センチメートル内側）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の第1号様式は、貨物用ラベル（標札）及びコンテナ用ラベル（標識）のふちの内側の線の太さを『2ミリメートル以上とする』と規定しております。従いまして、コンテナ用ラベルであっても2ミリメートル以上であれば、危規則の違反とはなりません。ただし、IMDGコード5.3.1.1.1は、コンテナ用ラベルは、貨物用ラベルを拡大したものと規定しており、コンテナ用ラベルのふちの内側の線の太さは2(mm)x2.5(倍)=5(mm)とも解釈されることから、コンテナ用ラベルの場合、線の太さを『5ミリメートル以上』とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的です。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

IMO2.3ラベル 表示の改正

旧

(1)ふちから0.5センチメートル（コンテナ用ラベルにあっては1.25センチメートル）内側に記載されている枠線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。
(2)図柄のデザイン変更

新

＜拡大＞

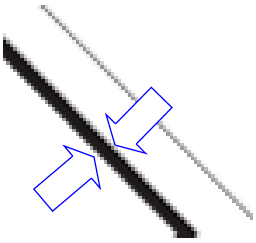

枠線の太さ
２ミリメートル以上
（ふちから0.5センチメートル内側）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の第1号様式は、貨物用ラベル（標札）及びコンテナ用ラベル（標識）のふちの内側の線の太さを『2ミリメートル以上とする』と規定しております。従いまして、コンテナ用ラベルであっても2ミリメートル以上であれば、危規則の違反とはなりません。ただし、IMDGコード5.3.1.1.1は、コンテナ用ラベルは、貨物用ラベルを拡大したものと規定しており、コンテナ用ラベルのふちの内側の線の太さは2(mm)x2.5(倍)=5(mm)とも解釈されることから、コンテナ用ラベルの場合、線の太さを『5ミリメートル以上』とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的です。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

IMO3ラベル 表示の改正

旧

(1)ふちから0.5センチメートル（コンテナ用ラベルにあっては1.25センチメートル）内側に記載されている枠線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。
(2)図柄のデザイン変更

新

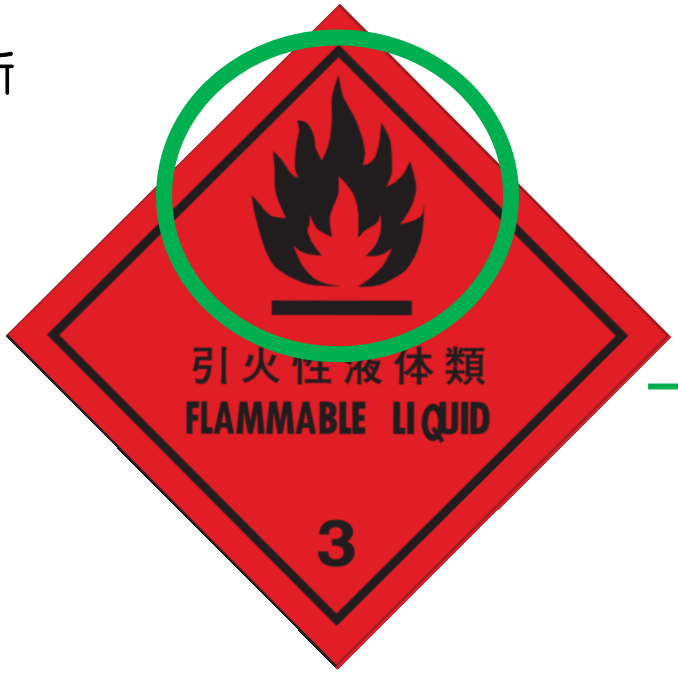

＜拡大＞

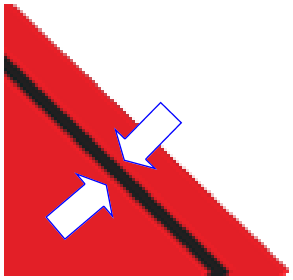

枠線の太さ
２ミリメートル以上
（ふちから0.5センチメートル内側）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の第1号様式は、貨物用ラベル（標札）及びコンテナ用ラベル（標識）のふちの内側の線の太さを『2ミリメートル以上とする』と規定しております。従いまして、コンテナ用ラベルであっても2ミリメートル以上であれば、危規則の違反とはなりません。ただし、IMDGコード5.3.1.1.1は、コンテナ用ラベルは、貨物用ラベルを拡大したものと規定しており、コンテナ用ラベルのふちの内側の線の太さは2(mm)x2.5(倍)=5(mm)とも解釈されることから、コンテナ用ラベルの場合、線の太さを『5ミリメートル以上』とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的です。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

IMO4.1ラベル 表示の改正

旧

(1)ふちから0.5センチメートル（コンテナ用ラベルにあっては1.25センチメートル）内側に記載されている枠線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。
(2)図柄のデザイン変更

新

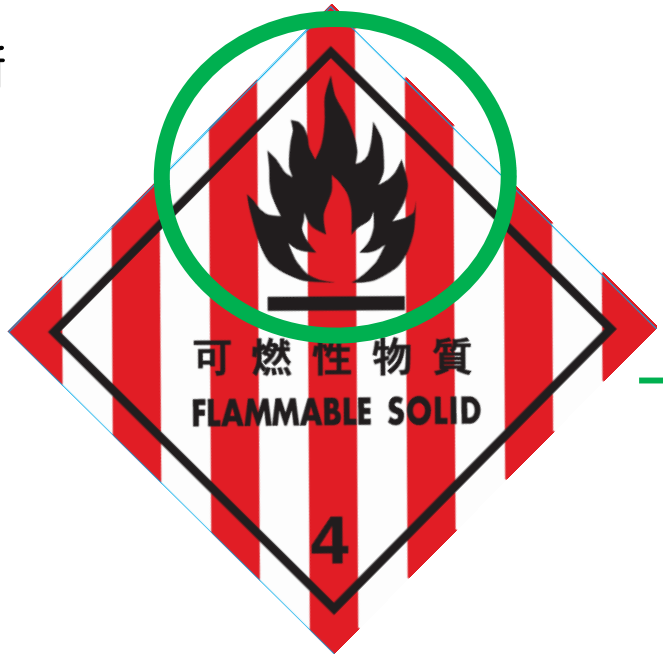

＜拡大＞

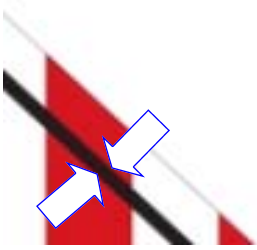

枠線の太さ
2ミリメートル以上
（ふちから0.5センチメートル内側）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の第1号様式は、貨物用ラベル（標札）及びコンテナ用ラベル（標識）のふちの内側の線の太さを『2ミリメートル以上とする』と規定しております。従いまして、コンテナ用ラベルであっても2ミリメートル以上であれば、危規則の違反とはなりません。ただし、IMDGコード5.3.1.1.1は、コンテナ用ラベルは、貨物用ラベルを拡大したものと規定しており、コンテナ用ラベルのふちの内側の線の太さは2(mm)x2.5(倍)=5(mm)とも解釈されることから、コンテナ用ラベルの場合、線の太さを『5ミリメートル以上』とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的です。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

IMO4.2ラベル 表示の改正

旧

(1)ふちから0.5センチメートル（コンテナ用ラベルにあっては1.25センチメートル）内側に記載されている枠線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。
(2)図柄のデザイン変更

新

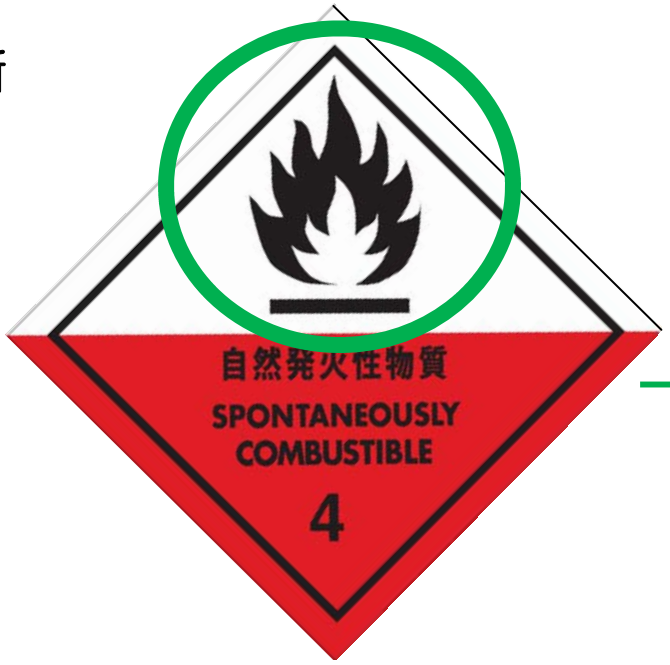

＜拡大＞

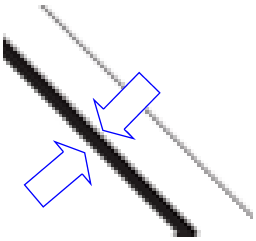

枠線の太さ
２ミリメートル以上
（ふちから0.5センチメートル内側）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の第1号様式は、貨物用ラベル（標札）及びコンテナ用ラベル（標識）のふちの内側の線の太さを『2ミリメートル以上とする』と規定しております。従いまして、コンテナ用ラベルであっても2ミリメートル以上であれば、危規則の違反とはなりません。ただし、IMDGコード5.3.1.1.1は、コンテナ用ラベルは、貨物用ラベルを拡大したものと規定しており、コンテナ用ラベルのふちの内側の線の太さは2(mm)x2.5(倍)=5(mm)とも解釈されることから、コンテナ用ラベルの場合、線の太さを『5ミリメートル以上』とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的です。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

IMO4.3ラベル 表示の改正

旧

(1)ふちから0.5センチメートル（コンテナ用ラベルにあっては1.25センチメートル）内側に記載されている枠線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。
(2)図柄のデザイン変更

新

＜拡大＞

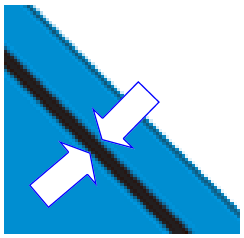

枠線の太さ
２ミリメートル以上
（ふちから0.5センチメートル内側）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の第1号様式は、貨物用ラベル（標札）及びコンテナ用ラベル（標識）のふちの内側の線の太さを『2ミリメートル以上とする』と規定しております。従いまして、コンテナ用ラベルであっても2ミリメートル以上であれば、危規則の違反とはなりません。ただし、IMDGコード5.3.1.1.1は、コンテナ用ラベルは、貨物用ラベルを拡大したものと規定しており、コンテナ用ラベルのふちの内側の線の太さは2(mm)x2.5(倍)=5(mm)とも解釈されることから、コンテナ用ラベルの場合、線の太さを『5ミリメートル以上』とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的です。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

IMO5.1ラベル 表示の改正

旧

(1)ふちから0.5センチメートル（コンテナ用ラベルにあっては1.25センチメートル）内側に記載されている枠線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。
(2)図柄のデザイン変更

新

＜拡大＞

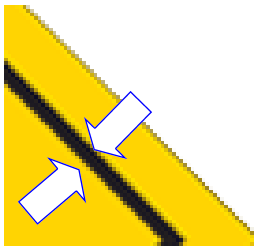

枠線の太さ
２ミリメートル以上
（ふちから0.5センチメートル内側）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の第1号様式は、貨物用ラベル（標札）及びコンテナ用ラベル（標識）のふちの内側の線の太さを『2ミリメートル以上とする』と規定しております。従いまして、コンテナ用ラベルであっても2ミリメートル以上であれば、危規則の違反とはなりません。ただし、IMDGコード5.3.1.1.1は、コンテナ用ラベルは、貨物用ラベルを拡大したものと規定しており、コンテナ用ラベルのふちの内側の線の太さは2(mm)x2.5(倍)=5(mm)とも解釈されることから、コンテナ用ラベルの場合、線の太さを『5ミリメートル以上』とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的です。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

IMO5.2ラベル 表示の改正

旧

(1)ふちから0.5センチメートル（コンテナ用ラベルにあっては1.25センチメートル）内側に記載されている枠線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。
(2)図柄のデザイン変更

新

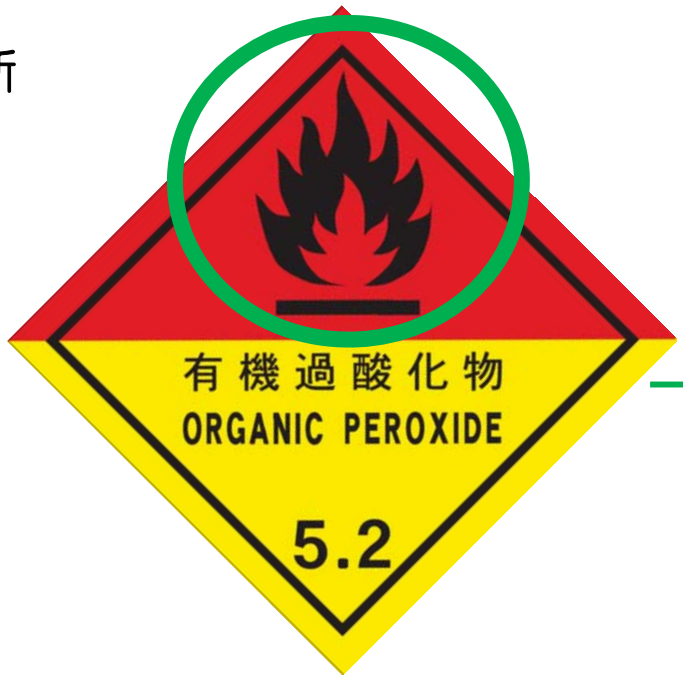

＜拡大＞

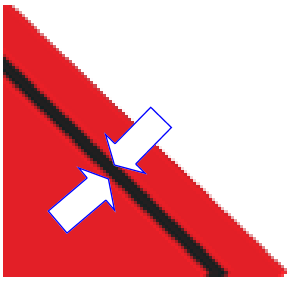

枠線の太さ
２ミリメートル以上
（ふちから0.5センチメートル内側）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の第1号様式は、貨物用ラベル（標札）及びコンテナ用ラベル（標識）のふちの内側の線の太さを『2ミリメートル以上とする』と規定しております。従いまして、コンテナ用ラベルであっても2ミリメートル以上であれば、危規則の違反とはなりません。ただし、IMDGコード5.3.1.1.1は、コンテナ用ラベルは、貨物用ラベルを拡大したものと規定しており、コンテナ用ラベルのふちの内側の線の太さは2(mm)x2.5(倍)=5(mm)とも解釈されることから、コンテナ用ラベルの場合、線の太さを『5ミリメートル以上』とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的です。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

IMO6.1ラベル 表示の改正

旧

(1)ふちから0.5センチメートル（コンテナ用ラベルにあっては1.25センチメートル）内側に記載されている枠線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。
(2)図柄のデザイン変更

新

＜拡大＞

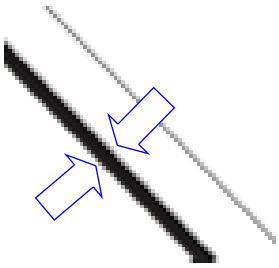

枠線の太さ
２ミリメートル以上
（ふちから0.5センチメートル内側）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の第1号様式は、貨物用ラベル（標札）及びコンテナ用ラベル（標識）のふちの内側の線の太さを『2ミリメートル以上とする』と規定しております。従いまして、コンテナ用ラベルであっても2ミリメートル以上であれば、危規則の違反とはなりません。ただし、IMDGコード5.3.1.1.1は、コンテナ用ラベルは、貨物用ラベルを拡大したものと規定しており、コンテナ用ラベルのふちの内側の線の太さは2(mm)x2.5(倍)=5(mm)とも解釈されることから、コンテナ用ラベルの場合、線の太さを『5ミリメートル以上』とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的です。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

IMO8ラベル 表示の改正

旧

(1)ふちから0.5センチメートル（コンテナ用ラベルにあっては1.25センチメートル）内側に記載されている枠線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。
(2)図柄のデザイン変更

新

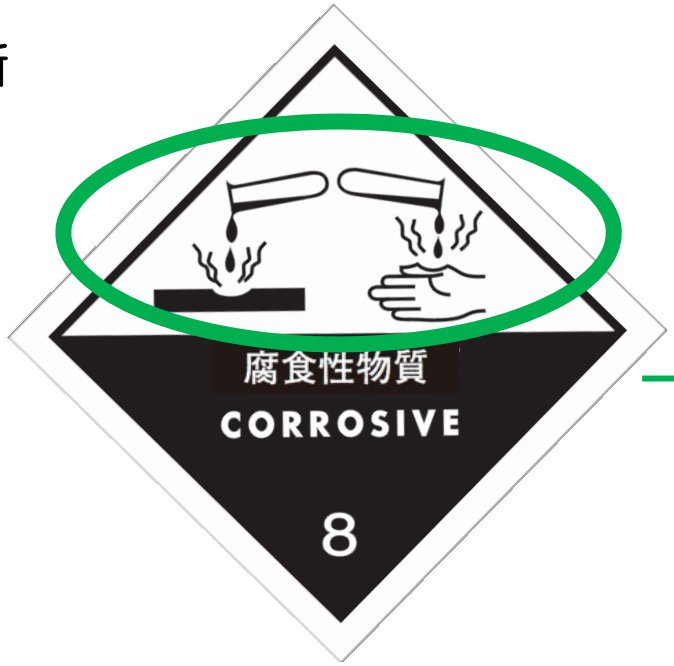

＜拡大＞

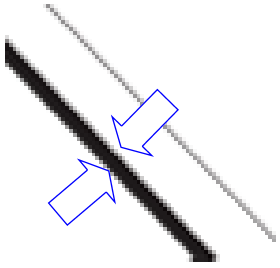

枠線の太さ
２ミリメートル以上
（ふちから0.5センチメートル内側）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の第1号様式は、貨物用ラベル（標札）及びコンテナ用ラベル（標識）のふちの内側の線の太さを『2ミリメートル以上とする』と規定しております。従いまして、コンテナ用ラベルであっても2ミリメートル以上であれば、危規則の違反とはなりません。ただし、IMDGコード5.3.1.1.1は、コンテナ用ラベルは、貨物用ラベルを拡大したものと規定しており、コンテナ用ラベルのふちの内側の線の太さは2(mm)x2.5(倍)=5(mm)とも解釈されることから、コンテナ用ラベルの場合、線の太さを『5ミリメートル以上』とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的です。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

IMO9ラベル 表示の改正

旧

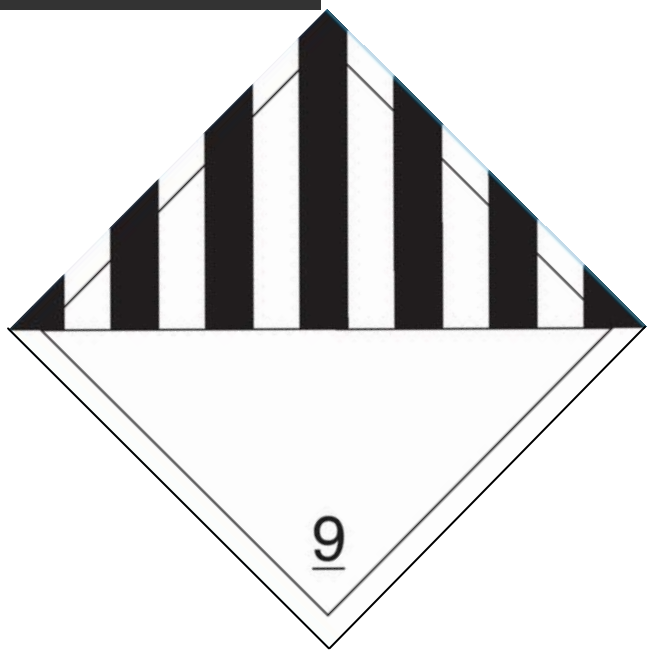

(1)ふちから0.5センチメートル（コンテナ用ラベルにあっては1.25センチメートル）内側に記載されている枠線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。
(2)図柄のデザイン変更

新

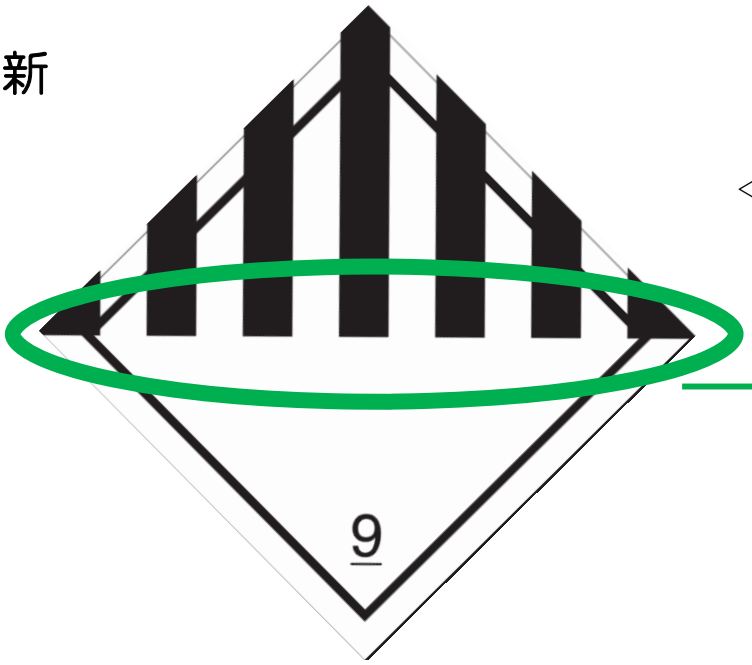

＜拡大＞

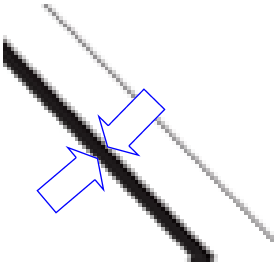

枠線の太さ
2ミリメートル以上
（ふちから0.5センチメートル内側）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の第1号様式は、貨物用ラベル（標札）及びコンテナ用ラベル（標識）のふちの内側の線の太さを『2ミリメートル以上とする』と規定しております。従いまして、コンテナ用ラベルであっても2ミリメートル以上であれば、危規則の違反とはなりません。ただし、IMDGコード5.3.1.1.1は、コンテナ用ラベルは、貨物用ラベルを拡大したものと規定しており、コンテナ用ラベルのふちの内側の線の太さは2(mm)x2.5(倍)=5(mm)とも解釈されることから、コンテナ用ラベルの場合、線の太さを『5ミリメートル以上』とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的です。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

I少量危険物用表示の改正

少量危険物用表示の一辺の大きさは10センチメートル以上、ふちの太さは2ミリメートル以上と規定されています。ただし、危険物を収納する容器が小さい場合にあっては、一辺の大きさを5センチメートル以上とすることが出来ますが、その際のふちの太さは「1ミリメートル以上でなければならない」旨の規定が新設されました。

＜通常時＞

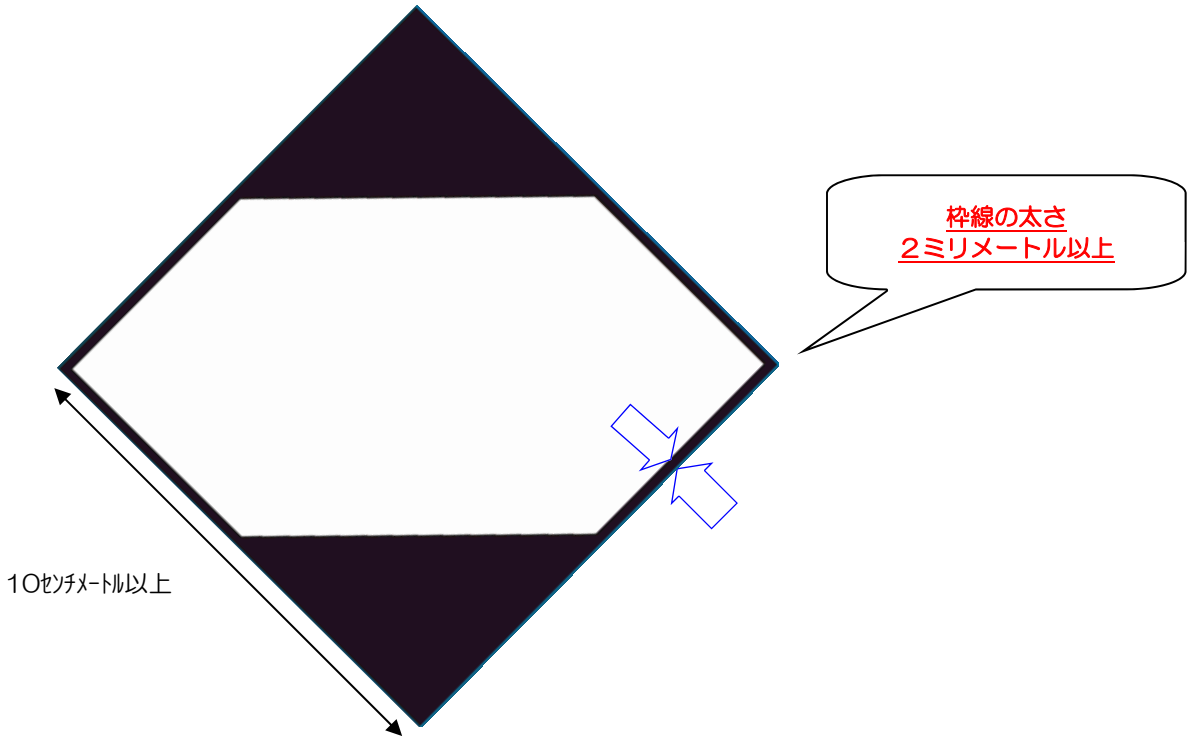

＜小さな容器時＞

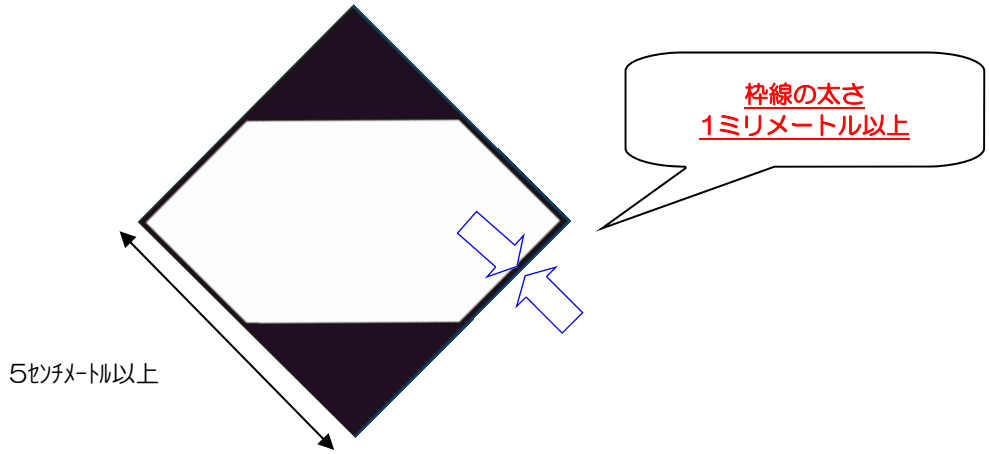

少量危険物として運送される輸送物へ付す表示は『少量危険物用表示』であり、ラベル（標札）とは呼ばず、マーク（表示）と呼びます。『少量危険物表示』は表示であって、ラベル（標札）ではありません。よって、IMDGコード5.3.1.1.1「貨物用ラベルを拡大したものがコンテナラベル（プラカード）である。」の規定が適用されません。また、コンテナへ付す少量危険物用表示の線の太さについては、危規則は2ミリメートル以上と規定していますが、IMDGコードは同線の太さについて具体的に規定していません。（IMDGコード3.4.5.5.4）
しかし、ふちの線の太さは、コンテナ用・貨物用ともに2ミリメートル以上と規定されていますが、コンテナ用は貨物用を拡大したものと規定されていることから、コンテナ用のふちの太さは、5ミリメートル以上とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。

お客様各位

改定日：2017年1月
株式会社　築港
経営企画部

I海洋汚染物質マークの改正

(1)ふちの線の太さ（2ミリメートル以上）の規定を追加。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則　第4号の2様式は、コンテナ用・貨物用ともにふちの線の太さは『2ミリメートル以上とする』と規定しておりますが、IMDGコードは同線の太さについて具体的に規定していません。(IMDGコード5.3.2.3.2)
しかし、コンテナ用は貨物用を拡大したものと規定されていることから、コンテナ用のふちの線の太さは、5ミリメートル以上とすることを推奨いたします。（海外で指摘を受けないことが目的。）

これらの改正は、2016年12月31日までの間は従前の例による事が出来ます。

IMOラベルはIMDG国際規格に準拠する内容となっております。
今回の改正には猶予期間が設けられていますが、船積時からの適用が予想されます。製造在庫のラベル修正などには時間を要することが想定されますので、事前に関係先へのご案内をお願い申し上げます。